ポイントレクチャー刑事訴訟法

2018年12月発売/514頁/本体4200円+税 A5 判/並製





姉妹書の『会社法』『保険法』に続き、『刑事訴訟法』が加わりました。本書の大きな特徴 は、姉妹書と同様に、①全体を講義のコマ数 =30 の UNIT として編成し、講義の進み方に │ 沿うように読み進められる,②各 UNIT は,法制度や理論を述べる部分(本文)と,「なぜ

そう考えるのか」「現実にはどのように機能しているのか」等の観点から述べる学習上重要な部分や発 展的なテーマ(POINT)で構成され、それらを読むことで、刑事訴訟法をしっかりと理解できるよう になっていることです。さらに、収録判例には『刑事訴訟法判例百選』の項目番号を付けているので、 判例についてより深く学ぶことに役立ちます。

これらの特徴を最大限に引き出すために、講義経験の豊富なご執筆者の先生方の長期間にわたる検討 を経て刊行することになった本書は、最新の情報が詰まった、充実した内容となっています。ぜひお手 にとって刑事訴訟法学習の"相棒"にしてください。(五島)



重要な内容はしっかり手厚く解説してあり、メリハリのある記述です。

UNIT 被疑者の防御権(1) I 黙秘権

刑訴法は、被告人について、終始沈黙し、または個々の質問に対し、陳述 (供述) を拒むことができる (291条4項・311条1項) とし、被疑者については、 自己の意思に反して供述をする必要がない(198条2項)と規定している。証人 は、自己またはその近親者が刑事責任を問われるおそれのある証言を拒むこと ができる(146条・147条。「証言拒絶権」)。被告人については供述義務の不存在 を前提とした、いわゆる包括的黙秘権が保障されているが、被疑者の黙秘権を 被告人のそれと同質のものと見るべきかという問題については、現行刑訴法に おける被疑者の当事者としての地位を考慮すれば、これを精極に解すべきであ るといわれている。黙秘権は、弁護人の援助を受ける権利(UNIT 10 I I 参照) 同様、被疑者の防御にとって最も重要な権利の1つである。

憲法 38 条 1 項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と規 おいて、自己に不利益な証人となることを強要されない」と定めている。

定し、自己弾劾の強要を妨拒する権利(自己負罪拒否特権)を保険している。 同条項の母法であるアメリカ連邦憲法第5修正は、「何人も、刑事事件に 憲法38条1項には、「刑事事件」の文言はないものの、同項によって供述 の強要が禁止されるのは、「自己が刑事上の責任を問われる虞ある事項」

ている(なお 犯罪事求発見の協議となり得る事家も含まれるとするのが通説で あるが、同判決は、被疑者等が氏名黙秘のまま弁護人選任届を提出しようとして却 下され、やむを得ず氏名を明らかにしたという事業において、「氏名のごときは、 原則として〔憲法 38 条 1 項〕にいわゆる不利益な事項に該当するものではない」

自己負罪拒否特権の原型は、jus commune (ローマ法とカノン法の混合体 で、12世紀以降のヨーロッパ大陸における大学の法学教育および法実務に影響を 与えた普通法をいう) において認められていた「何人も、自己を告訴する必 要なし (nemo tenetur seipsum prodere)」という法諺であり、これがインク ランドにもたらされた後 アメリカに渡った。 フモン・ロー時代お上びア メリカ植民地時代においては、自己負罪拒否特権は、証言を強要すること を禁止するものであった。その後、アメリカでは、ミランダ判決 (Mirai da v. Arizona, 384 U.S. 436 (1966)) において、自己負罪拒否特権の保障が捜 査段階にまで拡大され、身柄拘束被疑者の取調べには、自己負罪拒否特権 を侵害する強制的雰囲気が伴うため、特権の保障を十全なものとするには 黙秘権の付与と告知等が必要不可欠であると判示されるに至った。これに 対し、日本国憲法38条1項は、アメリカ法を母法とするとはいえ、法律 上の供述義務だけでなく(極端にいえば、法律上の義務というよりも)。 上の供添養務を課して供添を獲得することを禁止するために置かれたとの 見方(松尾上118頁参照)が示されており、比較法的に興味深い。

被疑者の取測べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、黙秘権(供述拒否 権)を告知しなければならない (198条2項)。**黙秘権の告知**は、憲法 38条の保 酸するものではないというのが判例(最大判別和23·7·14刑集2券8号846百 最利昭和 25·11·21 用集 4 巻 11 号 2359 頁 [百選 [初版] 14 事件] (旧法事件)) であ る (最判昭和59・3・27 刑集38 巻5 号 2037 頁 (憲法百選Ⅱ 124 事件) は、国税犯則取